

令和5年度オジロワシ等のバードストライク回避検討業務（飛翔状況確認調査）
仕様書

1. 件名

令和5年度オジロワシ等のバードストライク回避検討業務（飛翔状況確認調査）

2. 業務の目的

風力発電事業に係る環境影響評価手続きの迅速化のため、適正な調査手法（調査範囲、調査日数、調査方法等）の確立は重要である。

当事務所では、具体的なケーススタディの実施を含めた調査手法等に関する情報収集及び検討等行うことで、手続きの迅速化及び適正な調査手法の確立に資する知見を得るため、種々の現地調査を行っている。

オジロワシのバードストライクは海岸沿いで多いことから、これまで本種の海岸沿いにおける飛翔状況調査を行ってきた。しかし、風力発電機の設置位置における海岸からの適切な離隔距離について十分な知見が得られているとは言い難い。

このことから、バードストライクが多い冬季を対象として本種の海岸沿いの飛翔状況把握することで、風力発電機の設置位置について、適切な海岸からの離隔距離に関する知見を得るために本事業を実施する。

3. 業務の内容

調査対象地域は、環境省がこれまでに海ワシ類の海岸沿いの飛翔状況調査等を行っている場所である苫前町の夕陽ヶ丘風力発電所周辺地域とする。夕陽ヶ丘風力発電所は、令和2年のリプレースの際に風力発電機を約150m内陸に移動した。その結果、以前は頻繁に発生していた海ワシ類のバードストライクが1件も発生していない。

本地域については、リプレースの直前・直後に海ワシ類の飛翔状況を確認した経緯があるが、今回は、これらの調査結果と比較するため、本地域における海ワシ類の飛翔状況の確認を行うものである。

詳細については、北海道地方環境事務所担当官（以下「担当官」と言う。）と協議の上決定する。

(1) 現地調査

a) 調査方法

定点調査で、測距双眼鏡による調査員と双眼鏡及び望遠鏡を用いた目視による調査員の各1名の計2名構成で行う。

飛翔個体が1個体の場合は、測距双眼鏡で飛翔軌跡を記録し、目視の調査員はその補間を行う。複数個体が飛翔している場合は、測距双眼鏡で追えない個体を目視調査員が補足して飛翔状況を記録する。

定点数は1地点で行う。状況によっては、担当官と協議の上、どちらか1名が適

宜移動することもある。

b) 調査範囲

苫前町の旧夕陽ヶ丘風力発電所（2号機を中心として）から半径1kmの範囲。
（詳細な対象範囲は、担当官と協議する。）

c) 対象種

オジロワシ、オオワシ
（同時に出現した場合、オジロワシを優先とする。）

d) 調査日数

下見1日、調査9泊10日（原則連続）
調査初日は午前中移動、午後から調査、最終日は午前中調査、午後から移動を想定。
なお、天候等により連続して長時間調査できない（1日以上）と予測される場合は、担当官と協議する。

e) 調査時期

令和6年1月～2月上旬
過去の調査との整合性から1月中の調査を基本とする。天候等による変更が必要な場合は、上記の期間内を前提で担当官と協議する。
（本地域では、1月にバードストライク事例が最も多いことから、これまで調査時期を1月とした。）

f) 調査時間

7:00～15:00

g) 調査人数

下見2人（車1台）、現地調査2人（車2台）

h) 測距双眼鏡

Vectronix社 VECTOR 21 AEROと同等以上の性能の有するものを使用すること。
希望があれば、北海道地方環境事務所が所有するVectronix社 VECTOR 21 AERO 1台を貸与するので、その際は申し出ること。

(2) まとめ

確認したオジロワシ、オオワシの飛翔状況（上昇、滑空、旋回など）を記録する。
なお、途中の飛行高度（L、M、H）の変化も記録すること。記録した飛翔軌跡はGISで作成し、飛翔図面とShape File一式を提出すること。
具体的な記録及び記載内容については担当官と協議する。

(3) 報告書の作成

上記(1)から(2)の内容を取りまとめ、報告書を作成すること。

4. 業務履行期限

令和6年3月26日(火)

5. 成果物

紙媒体 : 報告書20部(A4、両面、30ページ程度)

電子媒体 : 報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R)2部と取得したGPSデータを収納した電子媒体(取得したデータ量により、納品形態は担当官と調整する)正副各1部

提出場所 : 北海道地方環境事務所環境対策課

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履

行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。